

- ◆事業名 : 面会交流支援事業
- ◆熊本県 (健康福祉部子ども家庭福祉課)
- ◆キーワード : 『母子会委託』
- ◆事業ポイント

- 母子家庭等就業・自立支援センターの生活相談員を中心に事業運営している。
- 試行錯誤しながら支援を行っている。
- 市町村の広報を中心に周知活動を展開している。

◆事業の概要

項目	内容
①開始時期	平成 25 年 12 月
②実施体制	委託先 (社会福祉法人熊本県母子寡婦福祉連合会 : 以下母子会という。)
③スタッフ	生活相談員 7 人 (母子会)
④事業内容	面会交流支援
⑤事業実績 (H26 年度)	相談件数 : 38 件 (延件数)、面会交流延件数 : 1 家族 (8 件)
⑥事業費 (H26 年度)	約 150 万円 (当初予算額)

※平成 26 年度実績は、1 月時点

◆事業経緯

熊本県における「面会交流支援事業」は、熊本県が「母子会」へ委託して実施しているもので、具体的には、「熊本県母子家庭等就業・自立支援センター」の生活相談員が当事業を担当している。

本県における面会交流事業は、平成 25 年 4 月から実施を予定 (母子会委託) していたが、開始準備に時間を要したことから、事業開始は平成 25 年の冬からとなった。

そのため、平成 25 年の秋には、事業実施に当たって、急遽、県の担当と弁護士、家裁などとの会合を 2 回程度行い、調停が終わりそうな対象者を弁護士から紹介してもらい、このケースを支援 1 号として事業を開始した。

◆委託先について

[母子会]

母子会における熊本県母子家庭等就業・自立支援センターの主な業務は以下の通り

- (1) ひとり親家庭等の就業支援事業
- (2) 就業支援講習会等事業
- (3) ひとり親家庭等地域生活支援事業
- (4) 面会交流支援事業

※法律相談は(3)の事業の一環

[委託業者の選定]

母子会へ委託したのは、これまでも、「熊本県母子家庭等就業・自立センター事業」で法律相談や就業相談などひとり親家庭に対する様々な相談事業を行っていたことが背景となっている。

◆支援対象者

当事業の支援対象者は以下のとおり。

- ・概ね 15 歳未満の子どものいる方
- ・子どもと同居する親が県内に住所を有すること
- ・児童扶養手当受給相当の年収であること
- ・双方に面会交流事業を実施する旨の合意がなされていること
- ・子どもの連れ去り、配偶者暴力の恐れがある場合は対象とならない
- ・過去に本事業の対象となった方は申込みできない

◆事業の流れ

事業の流れは、次頁の通りである。

- ① 申込み (合意がなされていること)
- ② 収入等の資格審査
- ③ 面談

④実施方法の調整

⑤当日までの支援

⑥当時の受け渡しや付添いの支援

※支援は、月1回、2時間程度（原則）、1年間

[事業の流れ]

面会交流支援事業の利用方法

1 支援対象者

- 概ね15歳未満の子どものいる方
- 子供と同居されている親については、県内に住所を有すること
子供と同居されていない親については、必ずしも県内に住所を有することは要しませんが、本交流支援事業において、県内で行う面談や実際の交流に来ていただくことができる必要があります。
- 子供と同居されている親、同居されていない親双方が以下の条件を満たすこと
 - ・児童扶養手当受給相当の年収であること
 - ・双方に面会交流を実施する旨の合意がされていること
- 子供の連れ去り、配偶者暴力などのおそれがある場合は対象となりません。
- 過去に本事業の対象となった方は再度の申込はできません。

※ 面会交流の実施頻度は、原則1か月に1回（2時間程度）までとし、申込日より1年間は、何度でも面会交流の支援を受けられます。

2 受付窓口

熊本県ひとり親家庭等就労・自立支援センター
☎ 096-351-8777（土・日・祝・年末年始を除く毎日）
※9時から16時00分まで（養育費相談電話と同じです）

3 費用等

面会交流の支援を受ける費用は**無料**です。
※事前相談や面会交流に要する交通費や、面会交流にかかる費用など、実費相当については、御自身で御負担いただきます。

① 申込 → ② 収入等の資格審査 → ③ 面談 → ④ 実施方法の調整 → ⑤ 当日までの支援 → ⑥ 当日の受け渡しや付添いの支援

① 面会交流支援の申し込み ※双方に面会交流を実施する旨の合意がされていること
② 児童扶養手当受給相当の年収があるか等の資格審査を行います。
③ それぞれの親ごとに、面談により状況の聞き取りを行います。
④ 面会交流の日時や場所など、実施方法を調整します。
⑤ 連絡調整や受渡し、付き添いなど、当日まで支援を行います。
※月一回 2時間程度（原則）1年間

5 必要な書類

- お子さんと同居されている親
 - ・県内に住所を有し、児童扶養手当受給資格相当の収入であることがわかる書類
- お子さんと同居されていない親
 - ・児童扶養手当受給資格相当の収入であることがわかる書類

※ 収入については、児童扶養手当受給証、所得証明書、確定申告書、源泉徴収票等により確認します。

出典：熊本県母子寡婦福祉連合会

◆事業の内容

面会交流事業の難しさは多々ある。

ひとり親からの相談はあるが、その大半が事前相談までもいかないケースである。

同居親と別居親の間で面会交流の取決めが行われておらず、支援の実施まで行かないというケースが多い。

自身の所得を相手に言いたくないという理由で支援に至らないというケースも見られる。

また、「1年間支援を受けて面会するが、その後は自分達でやらなければならないのが嫌」という理由もある。

[支援の場所]

面会支援はこれまで2家族の実績がある。

1件目の支援は、市役所の駐車場で子どもの預かり、引き渡しを行った。駐車場の裏で母親から子供を預かり、駐車場に来た父親に引き渡しという形で実施。

2件目は母子会が所有している建物の面会専用部屋（子ども用に飾ってある）で面会交流を行っている。子供が3歳なのでまだ部屋でお話して遊ぶ程度。次の段階として父親から、ボール遊びがしたいという要望があるが、現在は、母親がそれを認めていない。

◆事業実績

[相談件数]

平成25年度の相談件数は3件、26年度は現時点で38件となっている（ひとり親本人だけでなく、行政や家裁等からの相談を含めている）

<相談内訳：平成25、26年度合計>

15件：同居親、3件：別居親、行政：4件、家裁：7件、弁護士：5件、報道：3件、祖父母4件

[支援件数]

援助件数は2家族（1件目は受け渡し、2件目は部屋で受け渡した後は様子を見ながら別室で待機）

2件目の支援は、平成26年度から行っており、平成27年2月時点で8回目が終わった状況である。

◆周知活動

市町村の広報誌に事業を載せたことで当事業の理解が広がった。

具体的には、母子会が行っている事業（生活相談や就業支援等）を広報誌に載せてもらえるよう働きかけており、面会交流事業についても、PR記事を市町村にお願いしている。

ポスターについては、学習教室や応援塾、スーパー、郵便局、市町村の担当窓口などに張ってもらい周知を図っているが、一番効果があるのは市町村の広報と考えている。

その結果、昔は「面会交流支援事業って何？」という反応が多かったが、現在では、「知っているけど、私は必要ない」という反応に変わってきている。

こうした点で、市町村を中心とした周知活動は大事であると考えている。

面会交流を含め、「地域の学習教室」、「母子つなぎ資金貸付け」の利用等様々な相談に対応する「日曜相談」のチラシも県内各所で配布している。

◆支援事例

<支援事例1>

弁護士からの紹介で、これまでは、子どもの叔母が面会交流を支援していたのを生活相談員が引き継いだ。

既に、弁護士が申込書を書かせていたため、相談員はそれぞれの親に面談し、これまでの経緯と今後の事業に関しての確認事項を理解してもらった（面談場所は県の母子会の事務所内）。

面会交流の前に2回程度、子どもを含めて3人で会って準備した。

実際の面会場所はこれまでと同じ市役所の駐車場、時間は前後を入れて3時間（本来は原則2時間）。平成26年5月～11月は4時間（調停で決まったため）

<支援事例2>

双方の弁護士からの紹介で平成26年4月に申請を受ける。その後、双方の親に事前面談をして、生活相談員同行のもと支援をした。（子どもは3歳）

面会の時間は、監護親（母親）の要望もあり前後合わせて1時間であった。

子どもは、面会の最初は少し泣いたものの、直ぐに慣れて良い状態になった（小さいころから父親が育児を積極的に関わったため）

◆事業ポイント

面会交流事業で大事なものは、双方の信頼関係をいかに築くかであり、この辺の気遣いを含めて生活相談員は支援を行っている。

支援事例の2件については、支援は毎月継続しており、途中で途切れる事は無い。そのため、ある程度双方の信頼関係があれば継続でき、将来的には自立することができると考えている。

うまく支援できないケースは、様々な事情があるが、電話での説明で終わってしまうケースが多い。

匿名で事業の内容だけ聞いて、「また、連絡します」で終わるケースも多く、申請までいかないケースが多い。

多いのは、「1年限定なので、その後が不安だから」、単純に「父親に会わせたくない」、「母親が面会交流を認めると相手に未練があると思われるのが嫌」という理由もある。

特に、面会交流支援事業を継続的に実施するには、監護親である母親の生活基盤、経済的な基盤の安定、精神面での安定が大事である。

◆事業課題

相談数を増やすにしても、ひとり親に理解を求めるにしても、今後は、ニーズの掘り起こしをしないと難しいと考える。

特に収入が低く、生活基盤が不安定なひとり親家庭では、こうした制度自体を知らない人が多いのではないかと考えており、こうした人が、本来この事業の対象となると考えている。

こうした点は、市町村に協力してもらいながら周知活動を継続することが重要と考えている。

また、地域の声を吸い上げるという点で、民生委員とのつながりも今後模索したいと考えている。本県の地域性として、母親が実家に帰るケースが多いため、祖父母が事業の障害になるケースも多いとしている。

母子会は、昨今、高齢化が言われているが、母子家庭として色々な経験を積んだスタッフが存在するという点で、相談者に寄り添った支援ができると考えている。

◆今後の目標

父親との交流の様子を見ていて、非常に懐いている所を見ると、もう少し面会時間を増やしたいと考えることがある。

また、面会場所も、部屋ではなく公園で遊ばせたいと思うが、母親の理解が必要となる。

相談者は、ある程度前向きに当事業を検討しようと相談に来るが、多くは、同居親と別居親との間で面会交流の取り決めが行われていないため、支援の実施までつながらない。

今後は、事業の周知を図るとともに、事前相談の件数を増やしていきたいと考えている。

◆県の評価

離婚時に別居親と同居親の間で面会交流の取り決めが行われていないケースが多いので、行政として支援しにくい状況にある。

行政が支援を行う前の段階として離婚時の面会交流の取決め及びその実施に対する義務付け等の法整備が必要ではないかと考える。

◆PR チラシ、ポスター

面会交流支援事業

熊本県（子ども家庭福祉課）委託事業



【事業目的】

「面会交流」とは夫婦が離婚した後、子どもと別れて暮らしているお父さんやお母さんが定期的に子どもと会って話をしたり、一緒に遊んだりして交流することをいいます。本事業を行うことで、子どもの精神面の安定をもたらす、子どもの健やかな成長を有意義にすること等を目的としています。

【支援対象者】 以下の要件を満たしている方が対象です。

- (1) 概ね15歳未満の子どもの面会交流を希望する別居している親、又は子どもと別居している親との面会交流を希望する同居している親。
- (2) 面会交流の取り決めを行っていて、本事業の支援を受けることについて当事者間で合意していること。
- (3) 子どもと同居している親については、県内に住所を有すること

【支援内容】

熊本県の委託先である熊本県母子寡婦福祉連合会に配置した支援員が、同居している親、別居している親と必ず事前相談を実施し、面会交流に係る支援の内容、方法、日程、実施頻度等について、当事者合意の下、面会交流支援計画書を作成します。その後、支援計画に基づき、面会交流の当日に子どもの引き取り、面会交流の相手方に引き渡したり、面会交流の場に付き添うなどの援助を行います。



ひとり親家庭のための 毎週日曜日 9:00～16:00

日曜相談

☎ 096-324-2136

たとえば、こんな質問・相談・困った

Q. 母子貸付の就学支度金が間に合わない

「入学に係る支度金の借入は出来たのですが、入金が入学式後のため、入学金等の支払いが間に合いません。「誰かに一時、借りてください」と言われましたが、届れるところがないから、支度金を借りたのに・・・もう、どうすればいいのかわかりません。」

A. つなぎ資金 があります。

Q. 無料で勉強を教えてほしい

A. 地域の学習教室

県内あらゆる地域に「学習教室」を開設し、教科書や宿題を中心に勉強する習慣を身につけます。先生は元教師や大学生の方々です。先生も募集中です！

●費用：1回100円が上限
●教室日：週1回以上
●対象者：小・中学生
(1名からでも開講可能)

※この事業はひとり親家庭に限りません。

Q. 子どもには会いたい、会わせたい

でも、親同士は連絡を取り合いたくありません。

A. 面会交流 は、子どもさんとの面会、付き添い、連絡などの仲介支援を行います。

離婚で何よりも大事なことは子どもが「どちらの親にも愛されている」という実感を持つことではないでしょうか。そしてこのことは、お子さん自身の存在意義を高めるためにも非常に重要なことなのです。

お互いが「両親であり、良親」です

学費、生活費、養育費、離婚前後のこと、お子様の学習についてなど、お電話でも窓口でもお気軽にお問い合わせください。隔週水曜日、弁護士による無料法律相談もっております。

社会福祉法人 熊本県母子寡婦福祉連合会が熊本県より委託を受けて実施しております。
県庁連絡先：熊本県中央区南平反町3-7 県総合福祉センター2F (ひとり親家庭等応援サイト)で検索

出典：熊本県母子寡婦福祉連合会